テレワーク時における 「就業場所」の申告について

2021年4月1日ご就業分より、日々の「就業場所」を申告いただくことになりました。
本資料をお送りしている皆さまにおきましては、ご利用いただいている「勤怠管理システム」の都合により
テレワーク(在宅ワーク等)を実施した日を MyPageから申告していただく必要がございます。
以下ご確認の上、テレワーク(在宅ワーク等)を実施した際には、必ず MyPageから就業場所を申告
いただきますよう、お願いします。 オフィス勤務のみの場合、申告の必要はございません。

■ 「就業場所」区分追加の背景

本来、派遣就業は就業場所を特定した働き方のため、派遣先企業と派遣会社は、日々の就業場所および通勤(移動)の有無を把握・管理する必要がございます。

また、昨今のコロナ禍において、テレワーク(在宅ワーク等)が急増・急拡大し、今後につきましてもテレワーク (在宅ワーク等)を併用する働き方の広がりに伴い、日々の就業場所が変わる可能性が大きくなりました。

このような状況の中、皆さまの日々の就業場所を把握するために、2021年4月1日ご就業分より、各就業日における就業場所を申告していただくことになりました。

■ MyPage「就業場所」申告方法

MyPageトップにある「テレワーク」のリンクをクリック→「テレワーク就業場所登録機能」に遷移



①申告する日付を選択



②日付等を確認し次へ



③「就業場所」を選択



以下の内容で

テレワーク就業場所を登録しますか?

テレワーク使用会社A テレワーク部A

(JOBNo.HT70010)

テレワーク (自宅)

※複数選択可

※オフィス勤務のみの場合は 申告不要

【MyPage 申告締切】前半分(1日-15日):16日締切 / 後半分(16日-末日):翌月1日締切

■ 補足・ご注意

■ オフィス : JOB Card (雇用契約書) に記載されている、定められた就業先オフィス ■ 自宅 : リクルートスタッフィングに申請いただいているご自宅 (実家・友人宅は不可)

■ サテライトオフィス :派遣先の指示による上記以外のオフィス (カフェ・ご自身の契約したレンタルオフィス不可)

- ✓ 日々の就業場所は、必ず派遣先の指示に従ってください。ご自身での選択や判断はできません。
- ✓ 登録・届出を怠ったり、**虚偽の申告・届出を行った場合には、懲戒処分の対象となる可能性**がありますのでご留意ください。
- ✓ なお、「通勤交通費は実費支給」の原則に伴い、実費の発生していない日は、通勤交通費支給対象外となります。



テレワーク時における「就業場所」の申告について

■ MyPageで申告した「就業場所」の確認・訂正・削除について

MyPage 「テレワーク就業場所」機能画面にて、以下2つの方法で、確認・修正・削除が可能です。

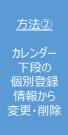
※テレワーク(在宅ワーク等)がある方は、勤怠申請の際には必ず、締切までにMyPageの申告・ご確認をお願いします。







カレンダーの下段に過去に登録した 申告情報が表示されています。





■ 申告締切を過ぎると・・・

過去分は、閲覧のみとなり、「変更」「削除」はできません。

提出締切後の修正は、勤怠の修正同様、営業担当までご連絡ください。

※テレワーク(在宅ワーク等)がある方は、勤怠申請の際には必ず、締切までにMyPageの申告・ご確認をお願いします。





【MyPage 申告締切】前半分(1日-15日):16日締切 / 後半分(16日-末日):翌月1日締切